

令和 5 年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和 5 年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和 5 年 2 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④建設物の設計に関する契約・建築物の維持管理に関する契約・建築物の改修に係る契約、⑤産業廃棄物の処理に係る契約のうち、②、④について、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

②自動車の購入及び賃貸借に係る契約（購入 1 台）

④建築物の設計に関する契約 4 件について環境配慮型プロポーザル方式を採用、建築物の維持管理に関する契約 1 件について環境配慮契約を締結した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 当機構における環境配慮契約の推進は、「グリーン調達推進体制」をもって推進し、かつ、機構内に設置された「環境・地球温暖化・省エネ対策連絡会」を活用することとしている。
- 環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう、関係部署に対して周知を図った。